

奈良県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 阪本五條線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
2	五條市阪合部新田	前	四・〇	一一五・〇	
3	町一〇六番一地先	後	一〇・七	一一五・〇	
7	から 五條市阪合部新田 町一〇四番六地先 まで				
			一九・一		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和六年一月三十日